

# 伊那市財政健全化プログラム (令和4年度版)



令和5年3月

伊那市

# 1. 令和3年度 決算の概要

# 令和3年度 各会計の決算状況

(単位:千円)

会計名		歳入	歳出	差引
伊那市一般会計		44,479,273	43,185,043	1,294,230
国民健康保険特別会計		6,582,755	6,497,859	84,896
国民健康保険直営診療所特別会計		171,458	171,458	0
後期高齢者医療特別会計		921,796	912,744	9,052
介護保険特別会計		6,946,756	6,835,775	110,981
市営駐車場事業特別会計		10,369	10,369	0
公有財産管理活用事業特別会計		925,246	925,246	0
水道事業会計	収益的収支	1,870,942	1,647,703	223,239
	資本的収支	388,271	980,194	-591,923
下水道事業会計	収益的収支	2,974,003	2,613,411	360,592
	資本的収支	2,660,347	3,780,846	-1,120,499
自動車運送事業会計	収益的収支	30,608	57,942	-27,334
	資本的収支	0	0	0

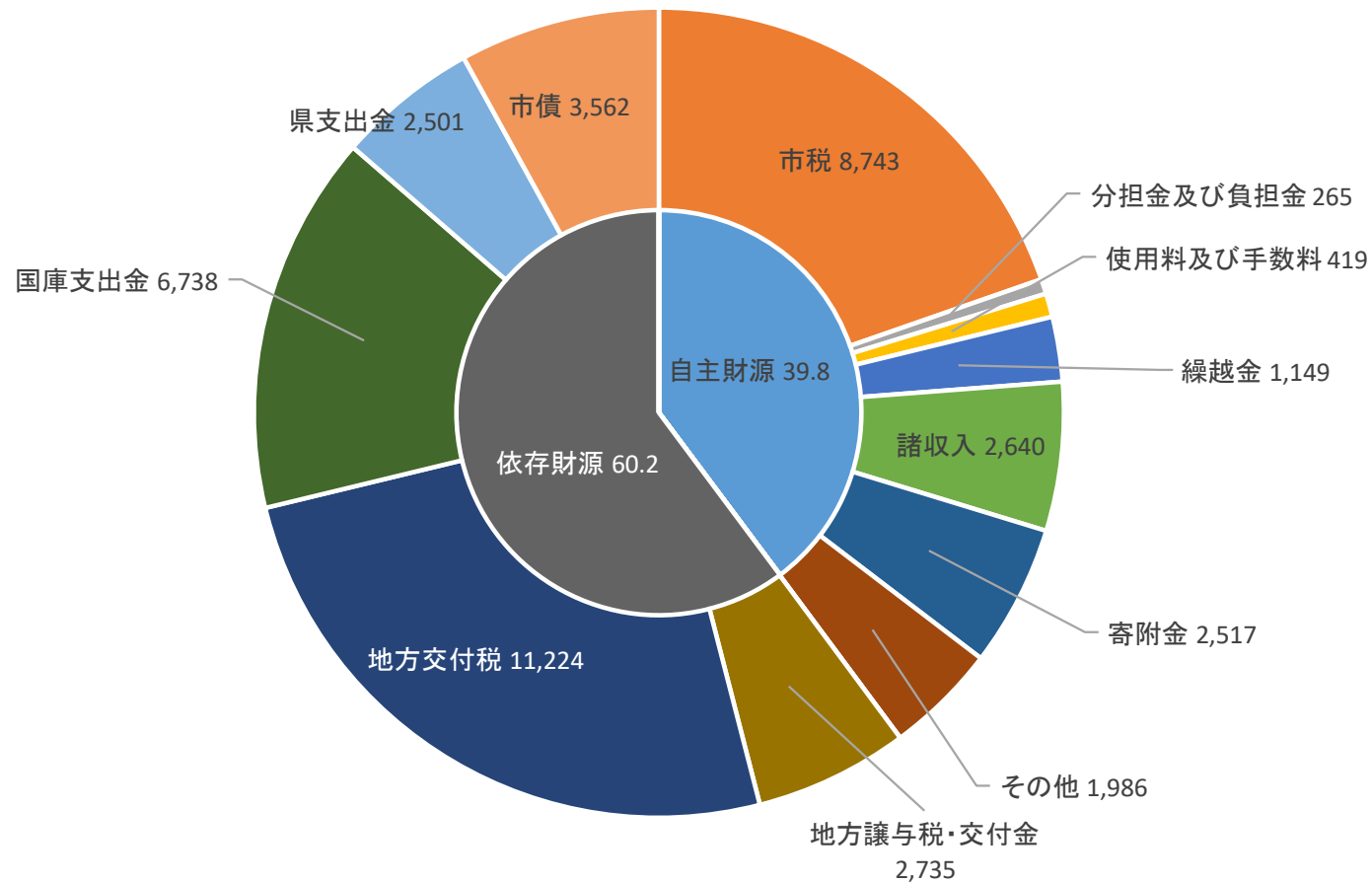
※国民健康保険直営診療所特別会計及び市営駐車場事業特別会計については、一般会計からの繰入金により差引「0」となっている。

※水道・下水道・自動車運送については税込の数字。

# 令和3年度一般会計歳入決算額 44,479百万円

(R2 47,682百万円 △6.7%)

(単位:百万円)



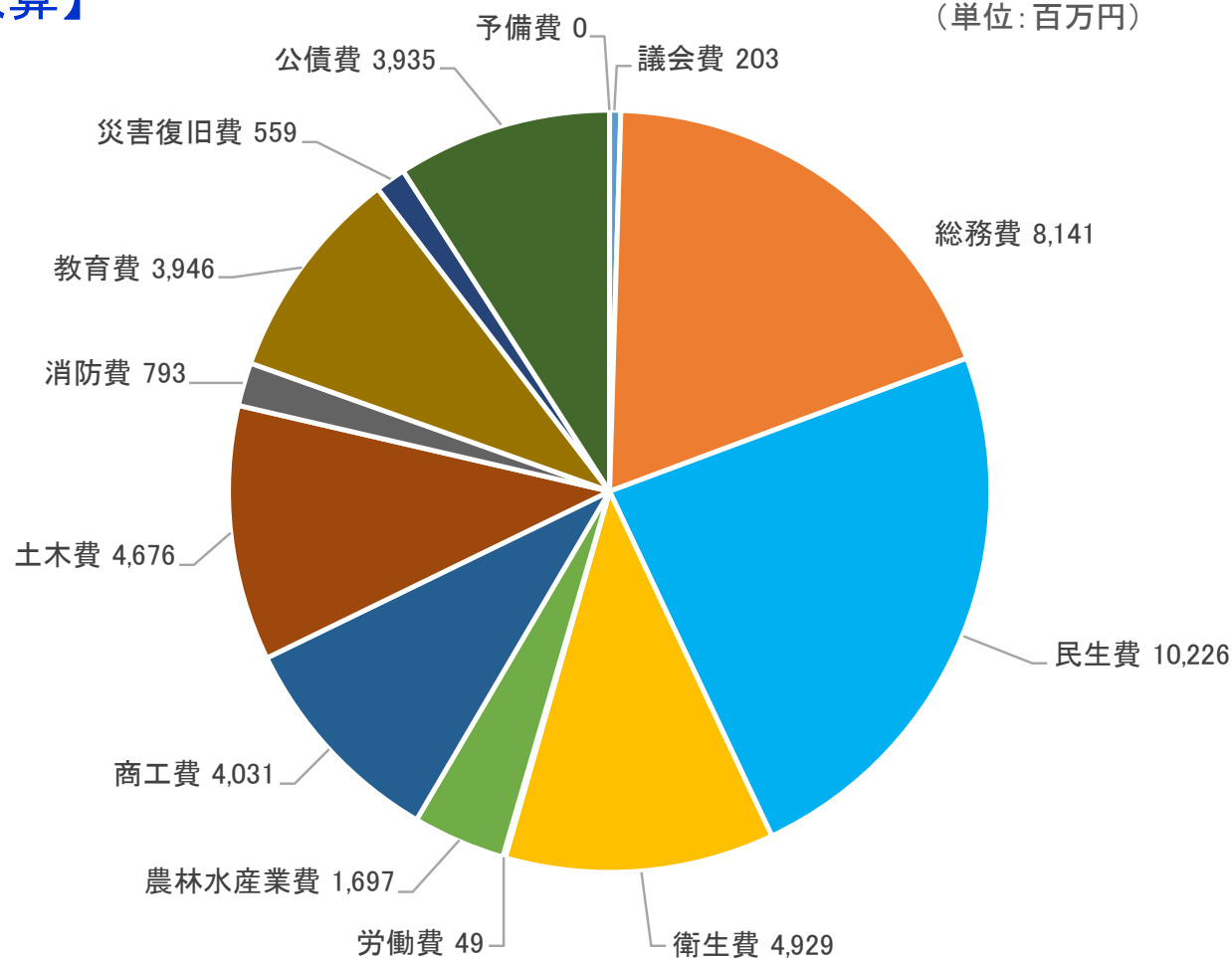
- 市税や繰越金、諸収入等を自主財源、地方交付税や国庫支出金、市債等を依存財源と呼ぶが、伊那市は、依存財源が60.2%となっている。

# 令和3年度一般会計歳出決算額 43,185百万円

(R2 46,533百万円  $\Delta$ 7.2%)

## 【目的別決算】

(単位:百万円)

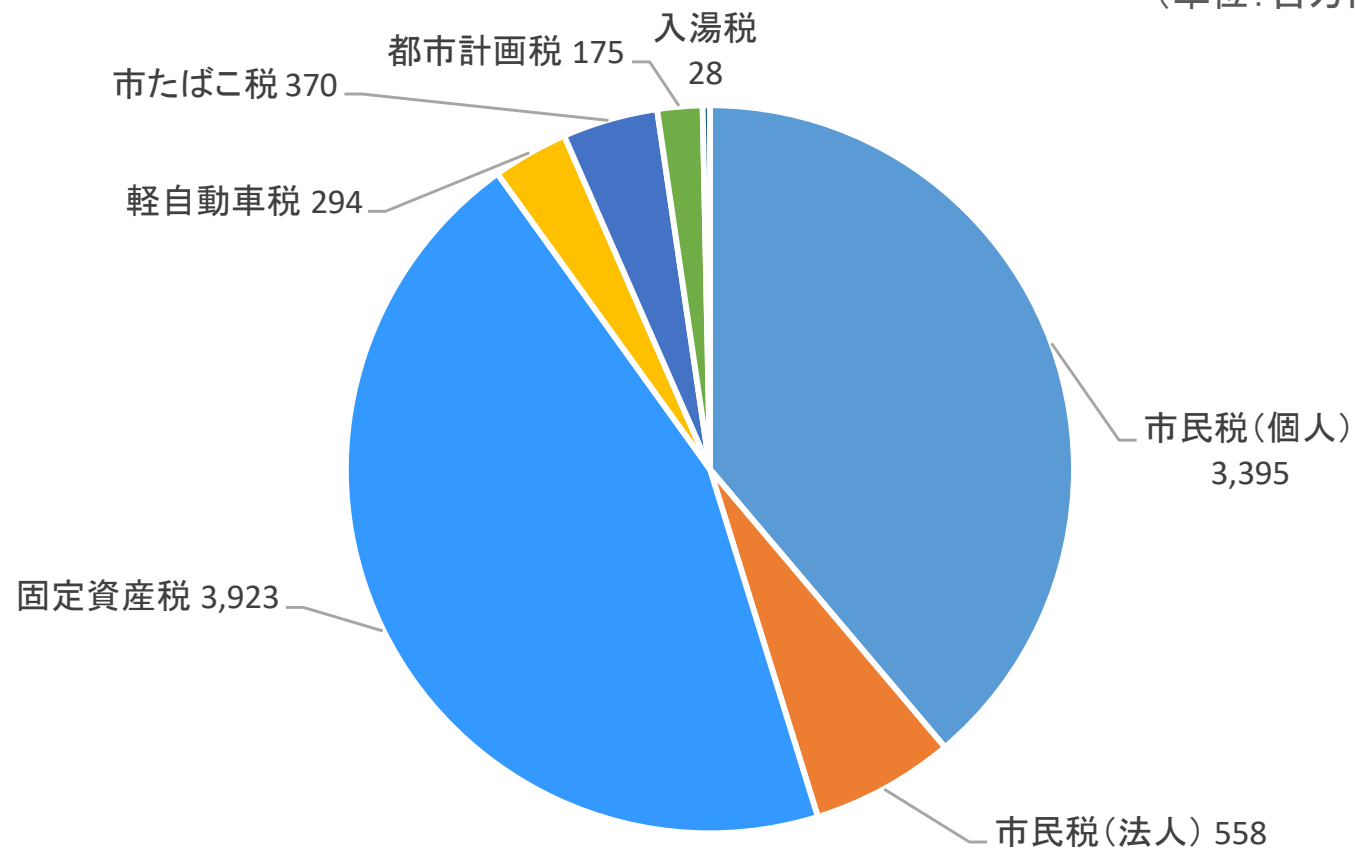


- 款ごと集計した目的別決算では、民生費が最も大きな割合を占めており、次いで総務費、衛生費の割合が大きくなっている。

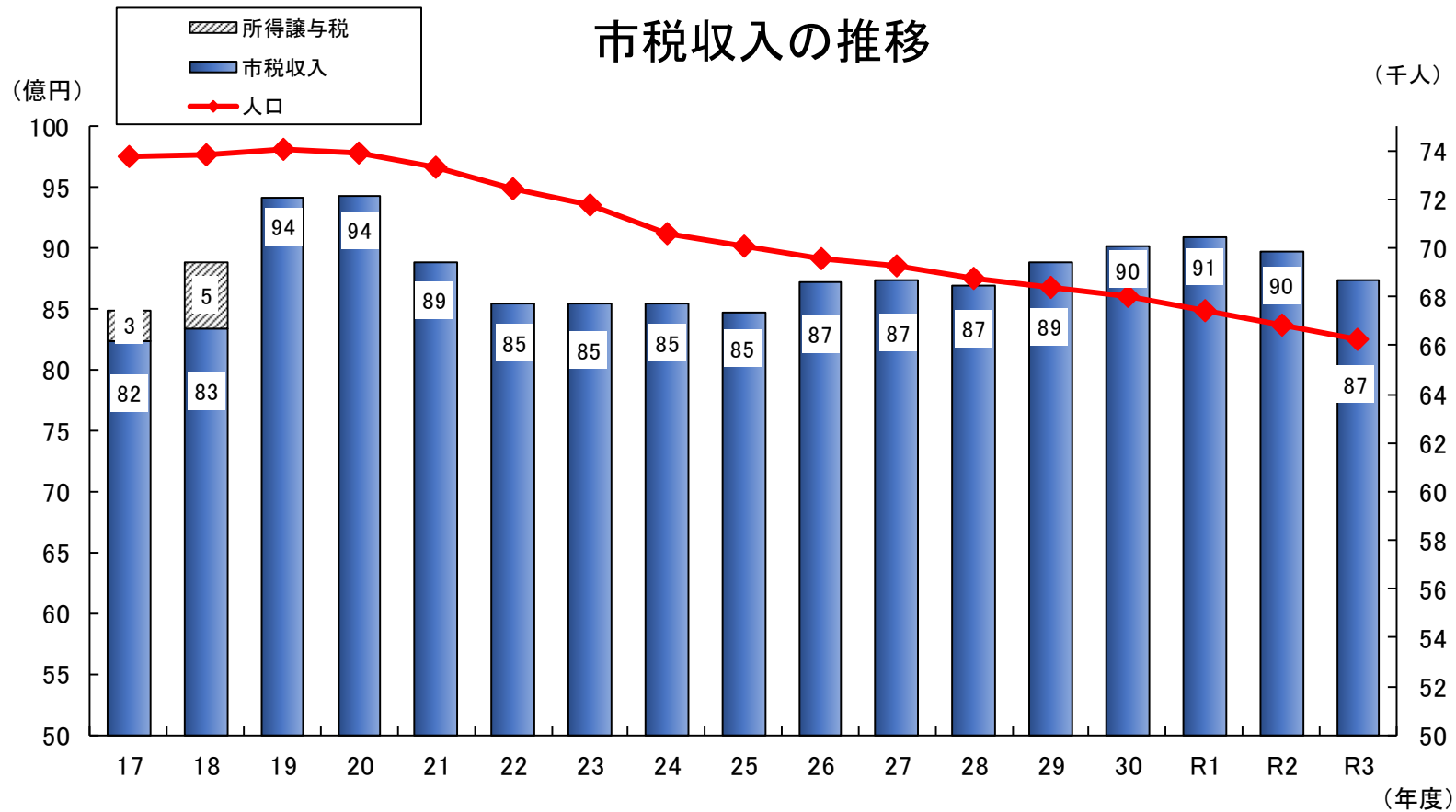
# 令和3年度市税決算 8,743百万円

(R2 8,977百万円 △2.6%)

(単位:百万円)



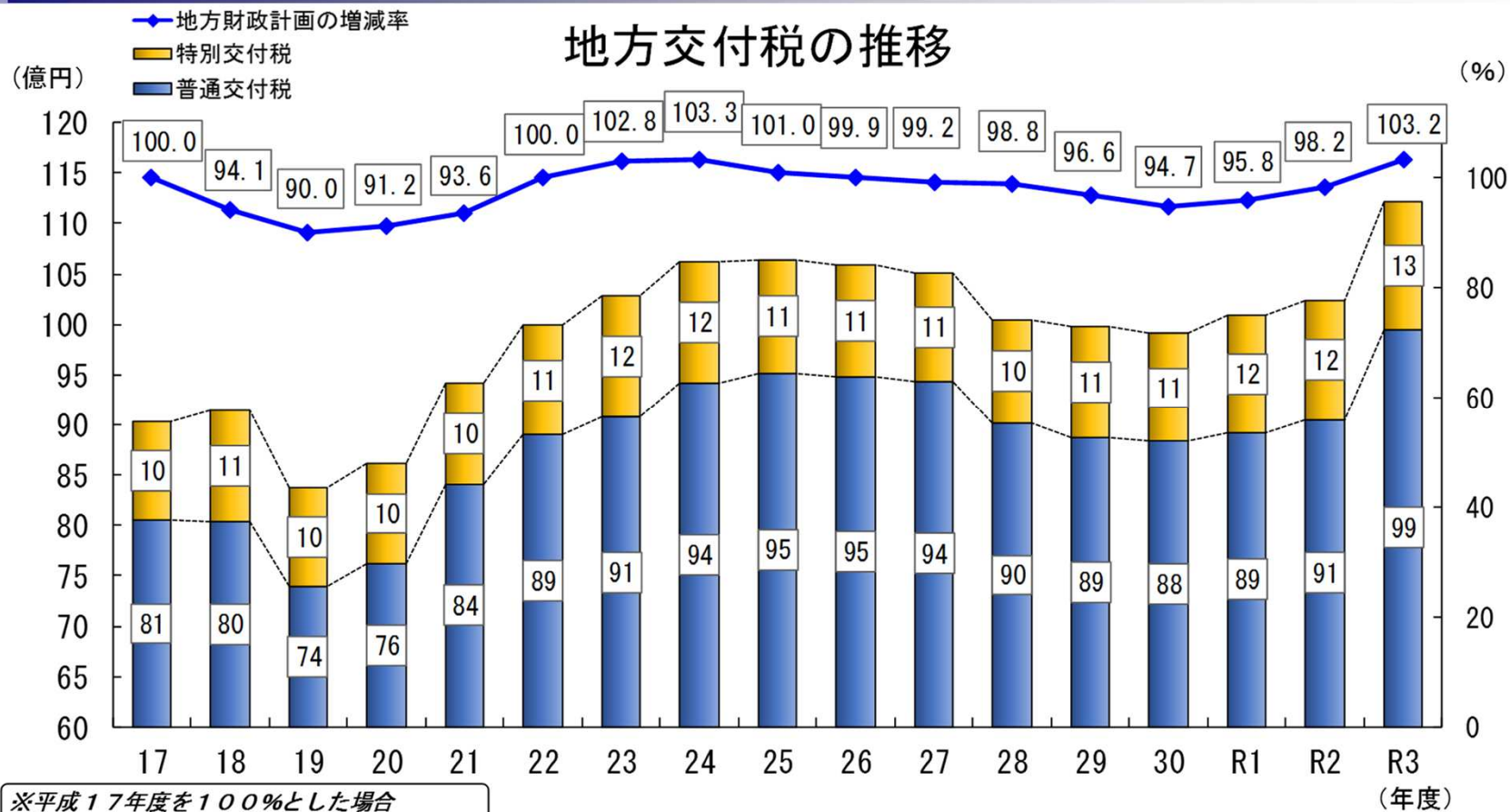
- 市税の構成は、固定資産税が最も多く、市民税(個人)がそれに次いでいる。



## ①市税収入額(人口推移)

※ 平成16~18年度にかけては、三位一体改革の移行過程における税源移譲のための所得譲与税を加えてある。平成19年度以降は税源移譲により市税収入が増加している。

- 市固有の一般財源である市税収入は、景気の低迷などにより、平成21年度から平成22年度にかけて減少し、その後、平成23年度以降はほぼ同水準で推移していた。平成26年度以降は緩やかな上昇基調にあったが、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度にはコロナに対応した中小事業者等への固定資産税及び都市計画税の軽減制度により減少した。
- 人口は平成20年度以降減少が続いている。



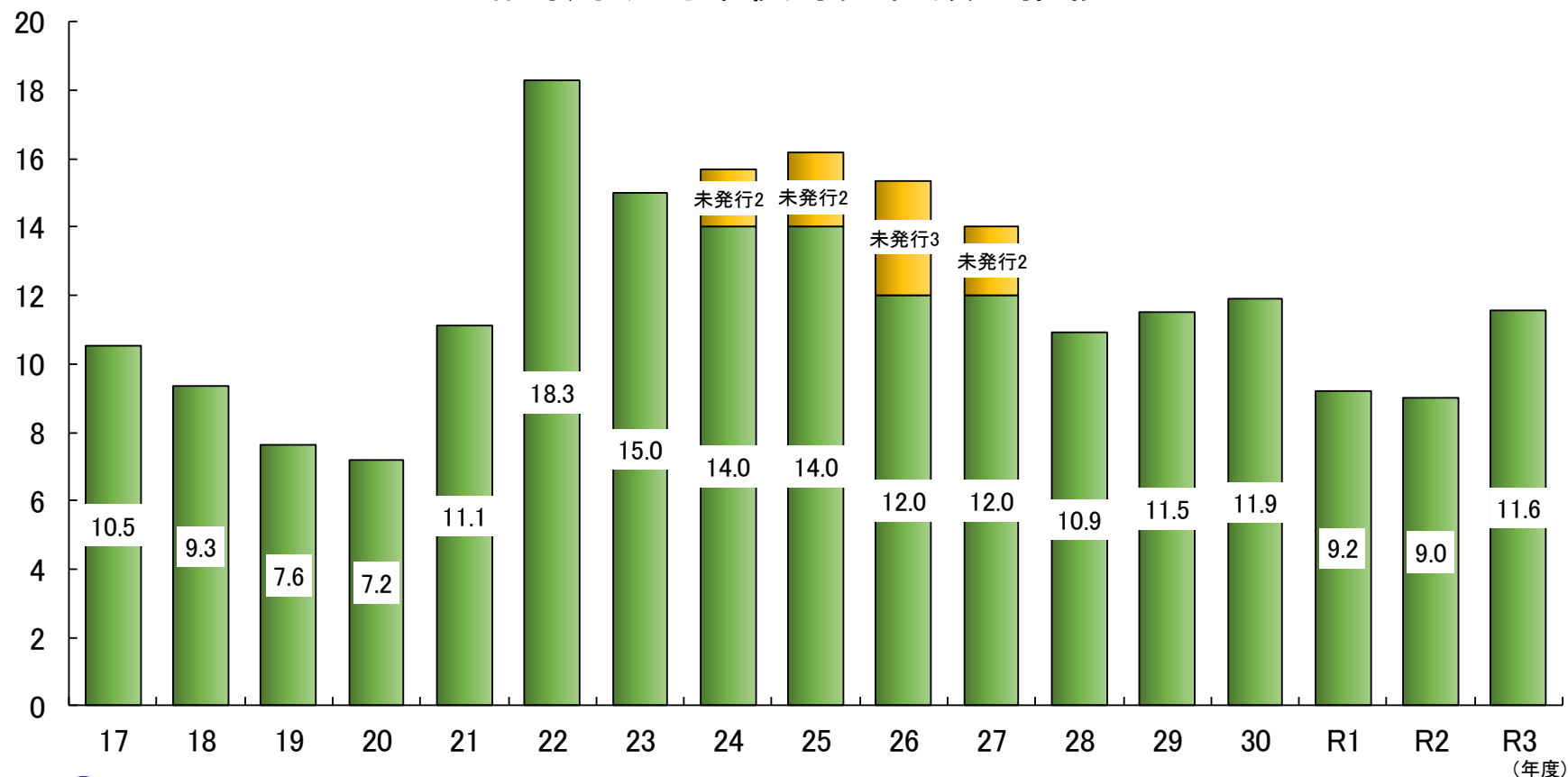
## ②地方交付税収入額

- 地方交付税は、三位一体の改革により大きく減少したが、その後の政策的な配慮により総額が増加しており、伊那市の収入額も平成21年度から24年度まで増加した。
- 平成28年度から始まった合併算定替の縮減により、地方交付税は減少傾向にあったが、令和2年度は保育の無償化の影響で増加し、令和3年度はコロナの影響による基準財政収入額の減と国補正に伴う再算定により増加している。



(億円)

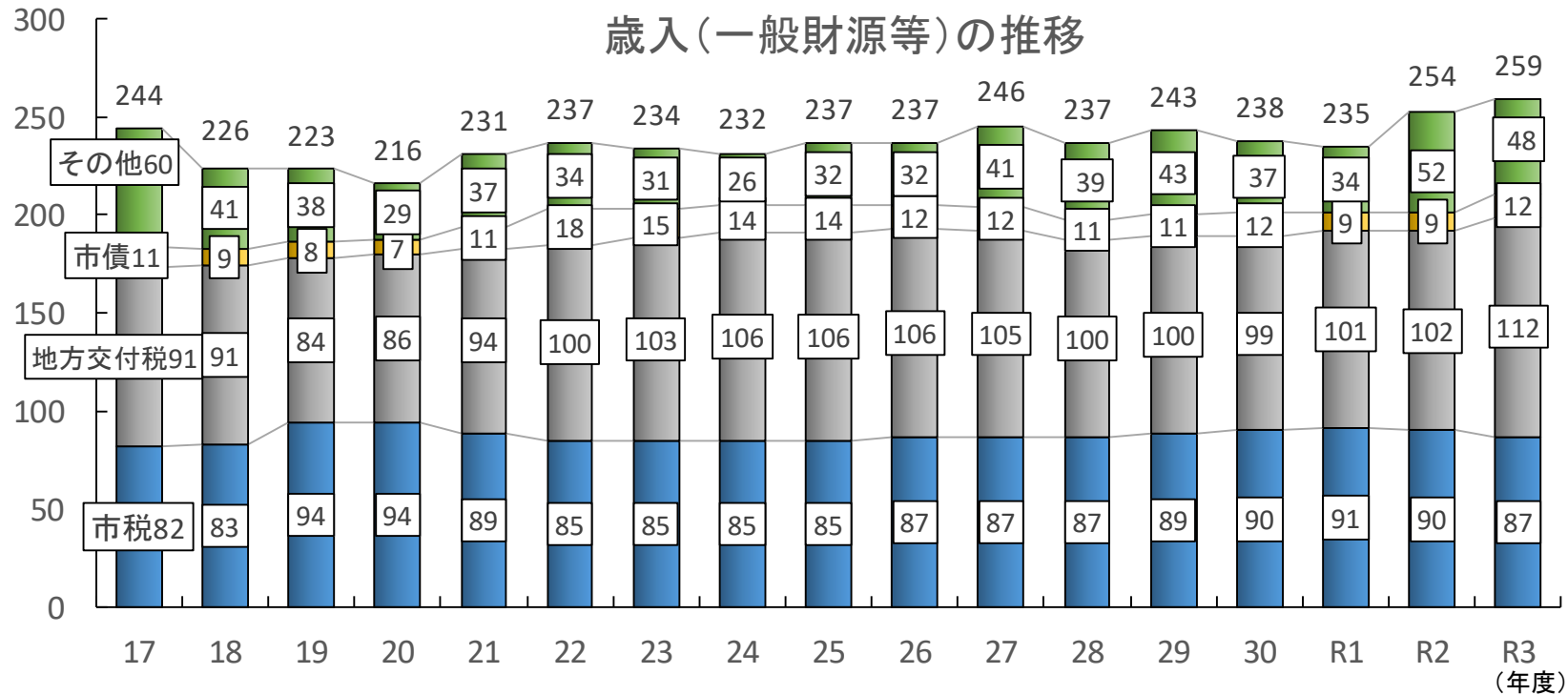
### 臨時財政対策債等発行額の推移



### ③臨時財政対策債等発行額

- 地方交付税と同様、国の政策により地方の財源不足を補填するため、多額の臨時財政対策債等を発行してきている。
- これらの元利償還額は、後年度交付税措置により全額補填されることになっている。

(億円)



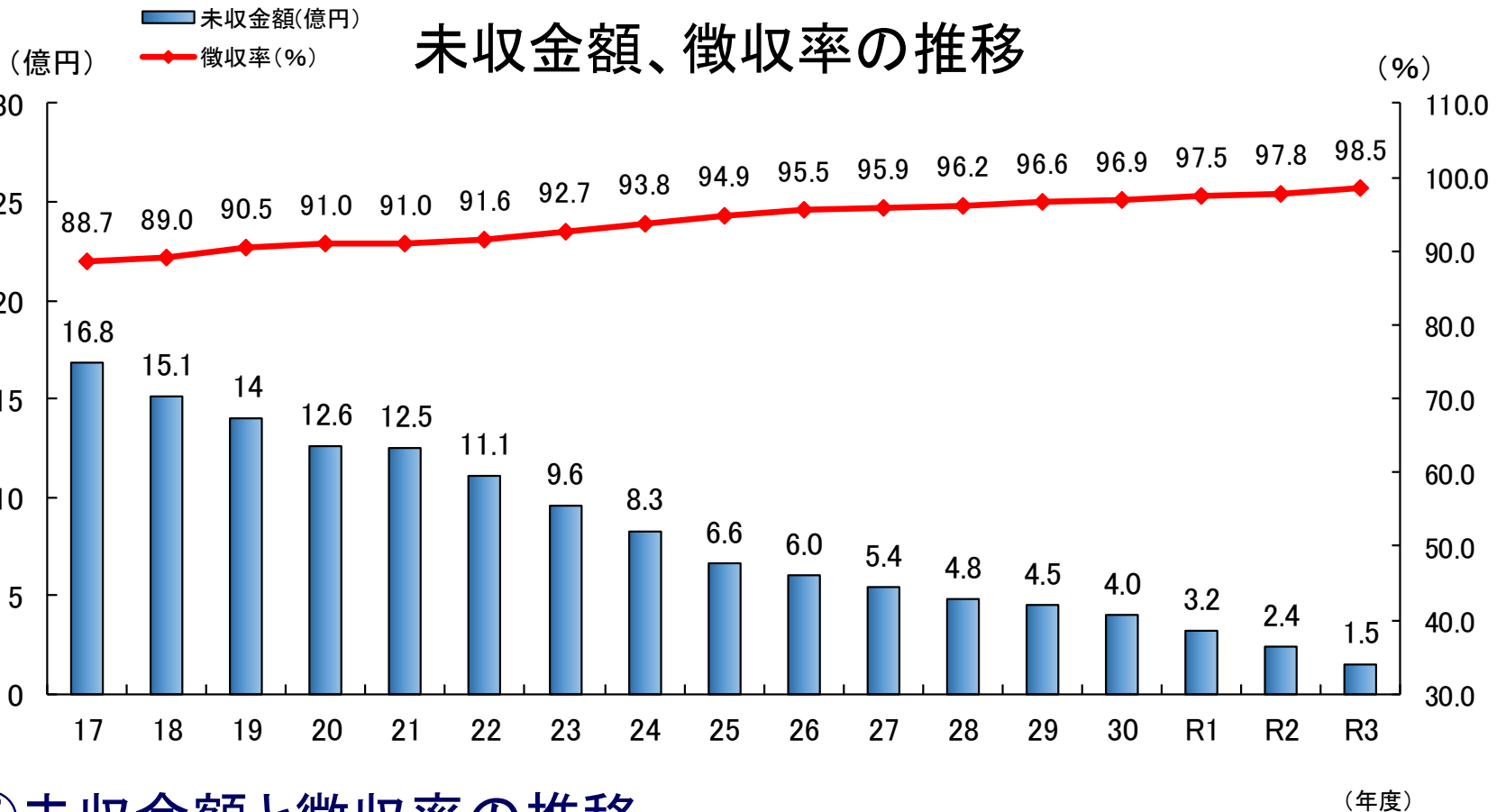
※1 「市債」は、地方の財源不足を補てんするための臨時財政対策債等

※2 「その他」は、地方譲与税、地方消費税交付金、繰越金のほか財政調整基金の繰入金等を含む。

※3 端数処理の都合上、総額と内訳の合計金額とが一致しない場合がある。

## ④一般財源総額

- 一般財源総額は、国の政策もあり景気の変動によらず、同程度の金額が確保されている。
- 税収不足を公債発行で賄う現在の国・地方を通じた財政運営は、この先続く保証はなく、市税、地方交付税、市債等による一般財源の確保は、コロナ禍の状況下では今後ますます難しくなると見込まざるを得ない。
- このようなことから、一般財源の確保や経常経費の削減などについて、更なる努力が求められている。



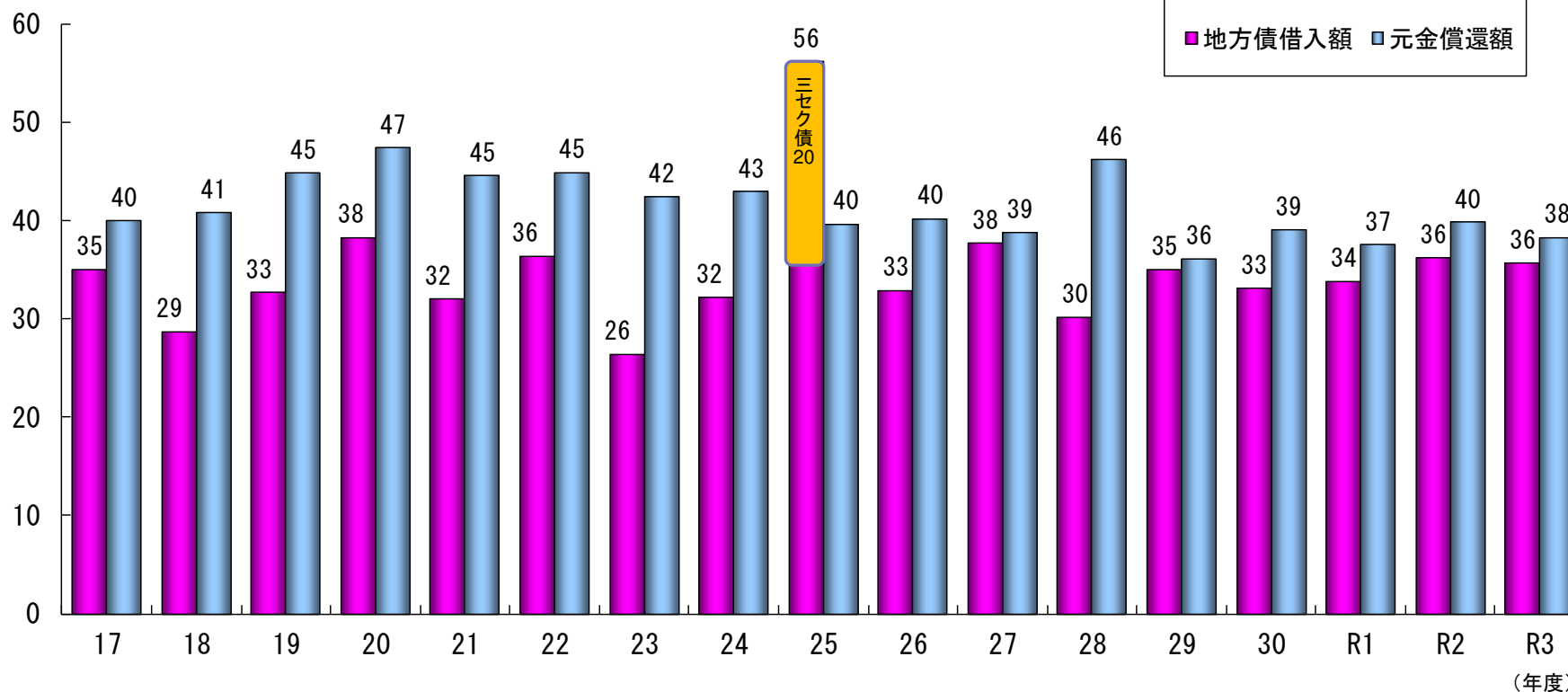
## ⑤未収金額と徴収率の推移

- 平成18年度からの「未収金解消プログラム」、平成23年度からの「債権徴収プログラム」、平成26年度からの「徴収力強化プログラム」、平成29年度からの「第4次徴収対策プログラム」、令和2年度からの「第5次徴収対策プログラム」による継続的な取組により、徴収率は年々向上しており、平成17年度末からの16年間で未収金額を約15.3億円縮減した。



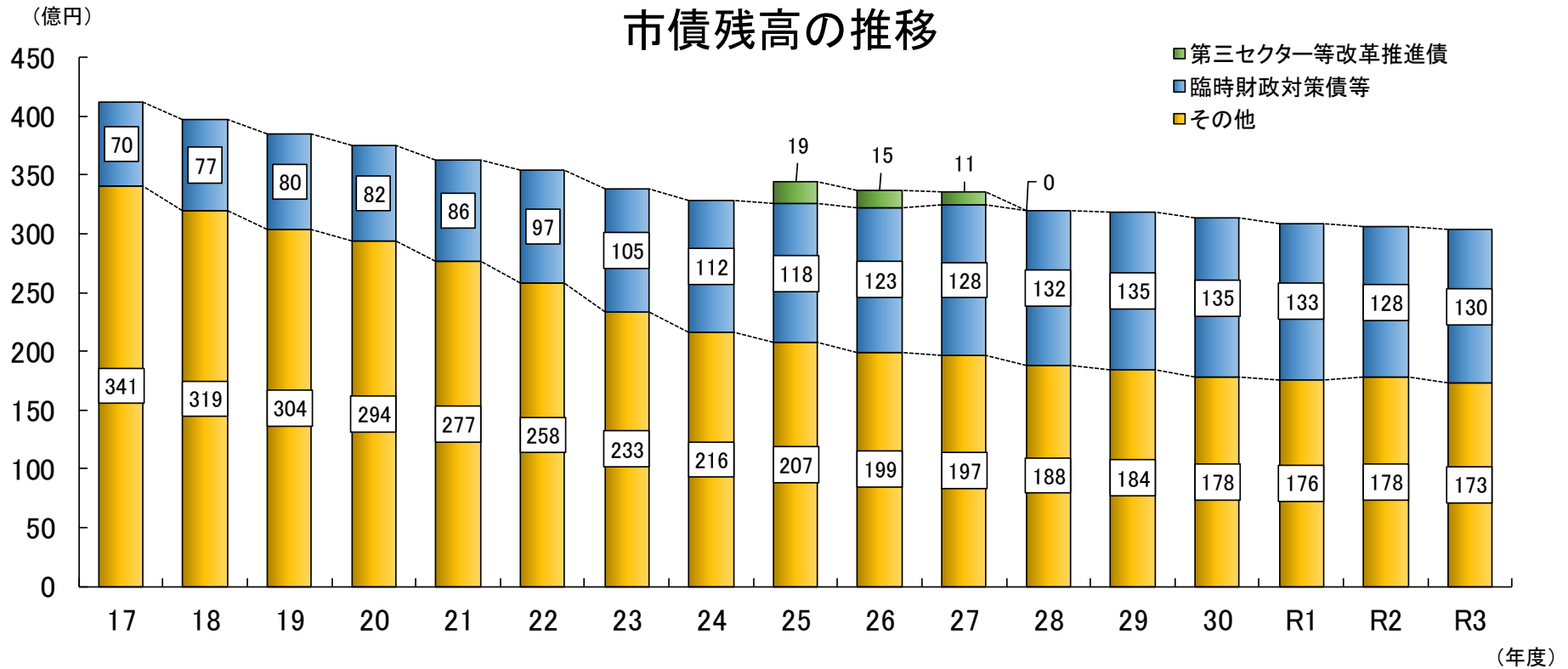
## 市債借入額と償還額の推移

(億円)



### ⑥市債の借入れと償還額の推移

- 平成16年度以後、市債について元金償還額より多く借り入れない(返すより多く借りない)方針をとったことにより、元金償還額は徐々に減少している。
- 平成28年度は三セク債、平成30年度～令和3年度は、臨時財政対策債等の繰上償還を行い、方針に基づく借入・償還を行っている。



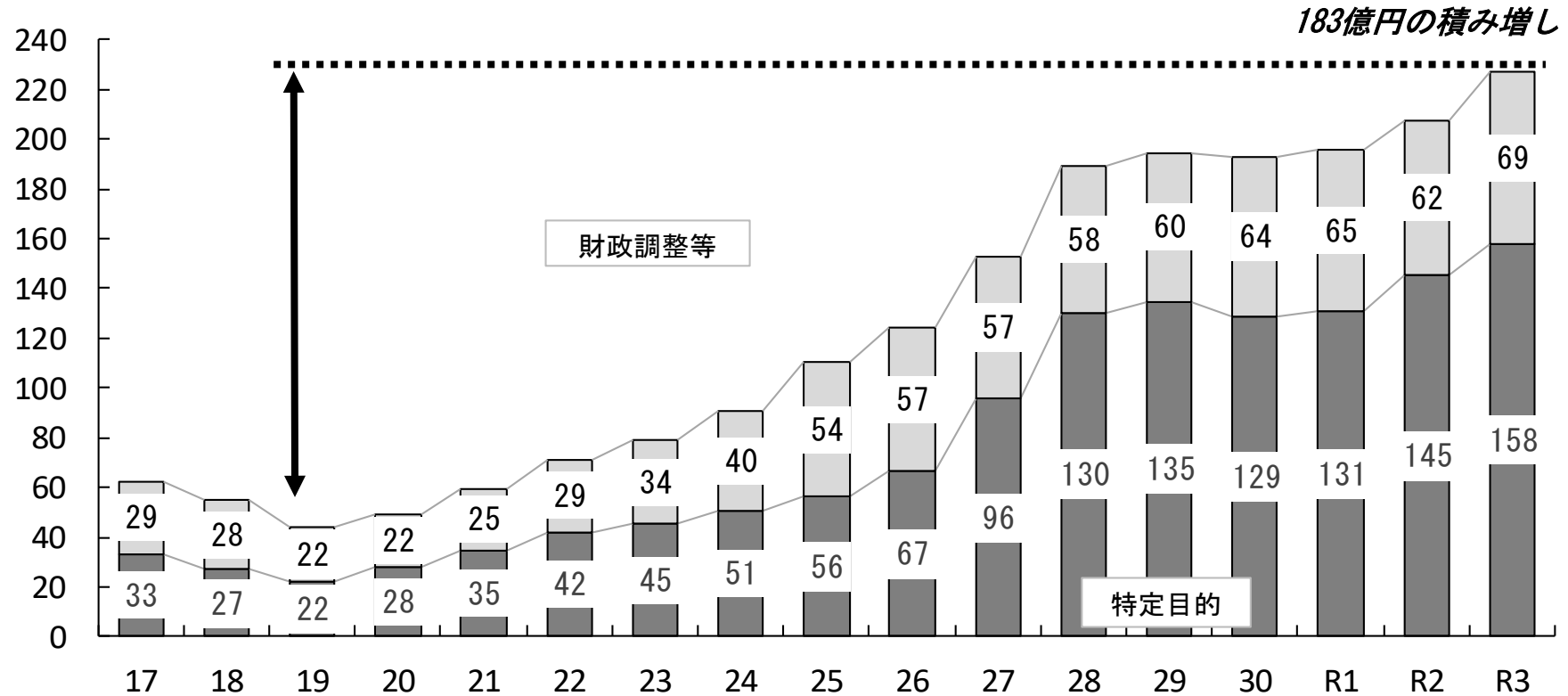
## ⑦市債残高の推移

- 返すより多く借りない方針により、市債残高は徐々に減少し、平成23年度からの10年間では約35億円減少している。
- 市債残高に占める臨時財政対策債等の割合が年々増加しており、平成17年度末には約17%であったものが令和3年度末では約43%となっている。



(億円)

## 基金残高(普通会計)の推移



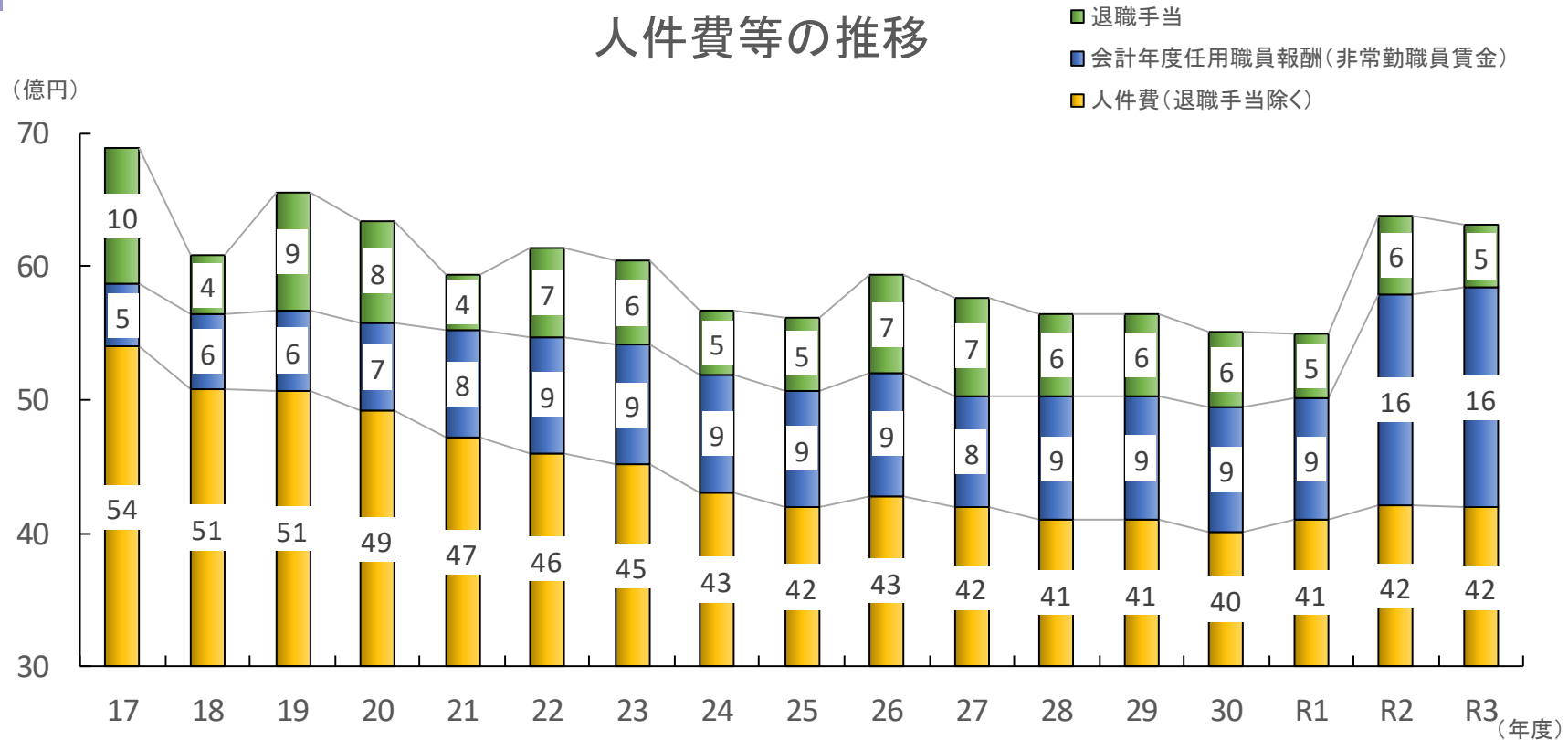
### ⑧基金残高(普通会計)の推移

(年度)

- 平成16~18年度にかけての国の三位一体の改革や合併に伴う一時的な歳出増の影響により、基金の取り崩しを行ったため、基金残高は平成19年度に約44億円まで減少したが、歳出削減により生じた決算剰余金の積立てや、多額のふるさと納税(寄附)の積立てなどにより、令和3年度末までに183億円の増加を果たしている。

※過去との比較のため、基金残高は普通会計(一般会計+公有財産管理活用事業特別会計)の金額を掲載しています。

## 人件費等の推移



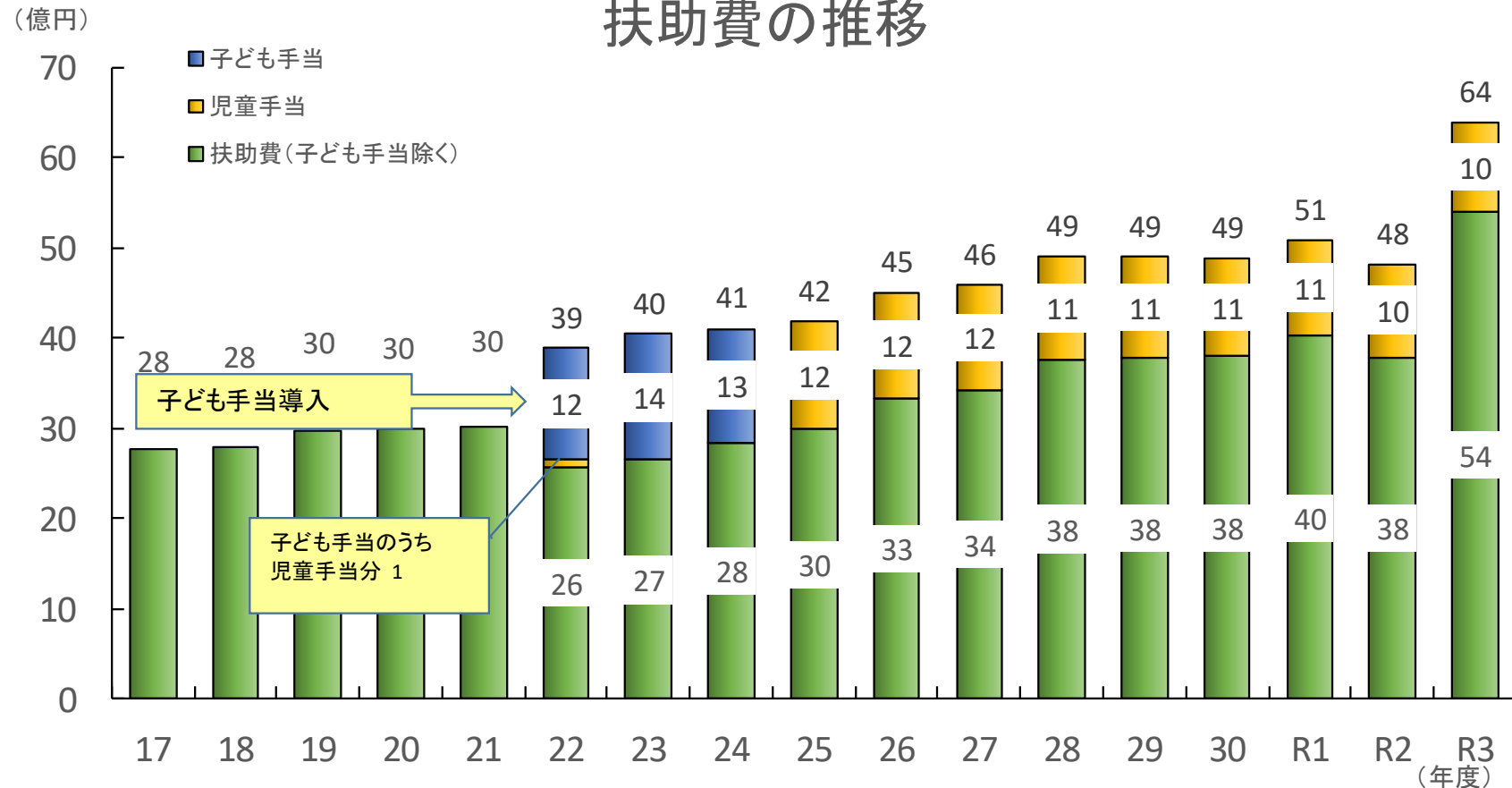
### ⑨人件費等の推移

※ 制度改正により令和2年度から非常勤職員賃金(物件費又は扶助費)は、会計年度任用職員報酬及び手当(人件費)に変わりました。

- 会計年度任用職員報酬(非常勤職員賃金)を含んだ金額。
- 職員退職手当の金額により一定ではないが、定員適正化計画の着実な実施により、概ね減少傾向にあった。
- 令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されたことにより、一部扶助費扱いをしていた保育園の非常勤職員賃金が全額人件費扱いとなったことなどにより、人件費全体が増加している。(注:グラフには、扶助費扱いとなっていた賃金は含まれていない)



## 扶助費の推移



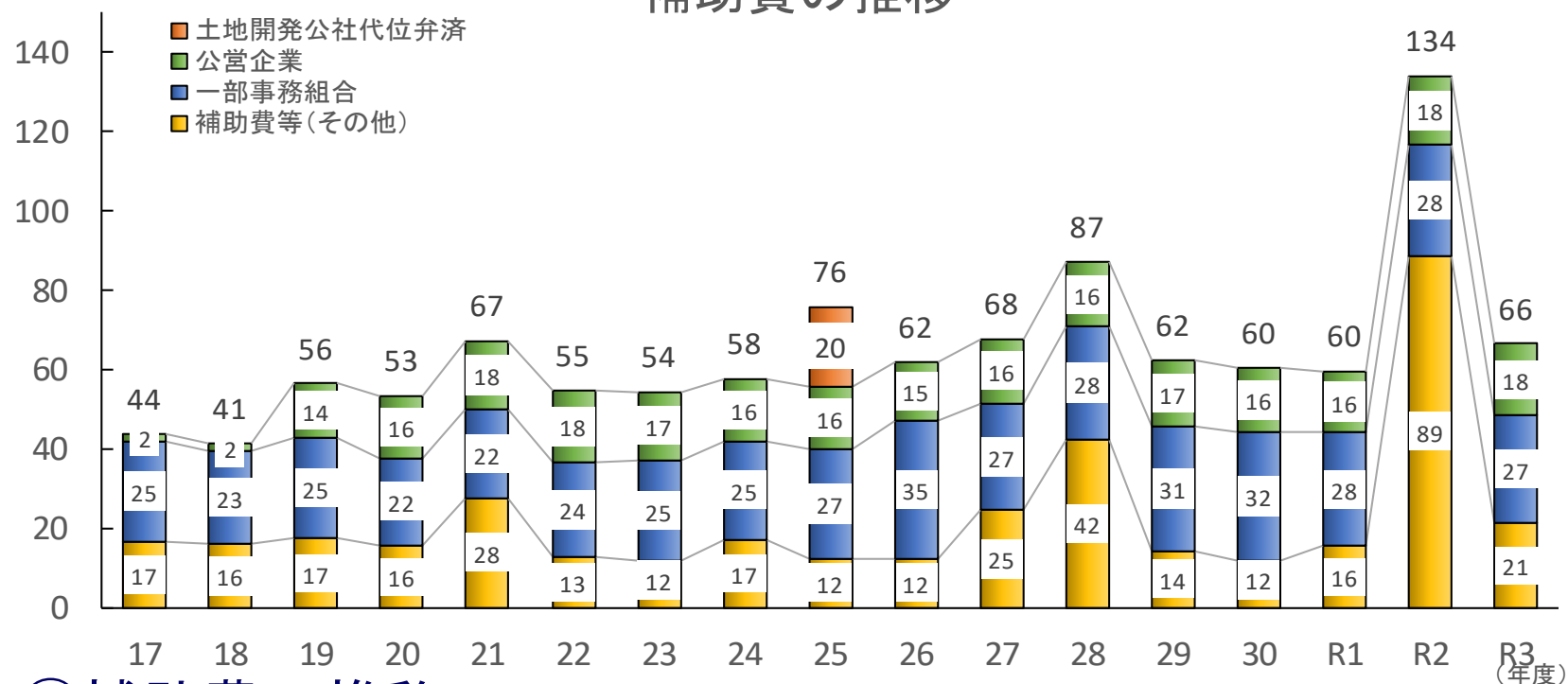
### ⑩扶助費の推移

- 児童手当制度の拡充や自立支援給付費の増加等を背景に、扶助費は増加傾向にある。(歳出に占める扶助費の割合 平成17年度8.2%、令和3年度14.8%)
- 令和3年度はコロナ感染症拡大に伴う子育て世帯への臨時特別給付金事業などにより大幅な増加となっている。



(億円)

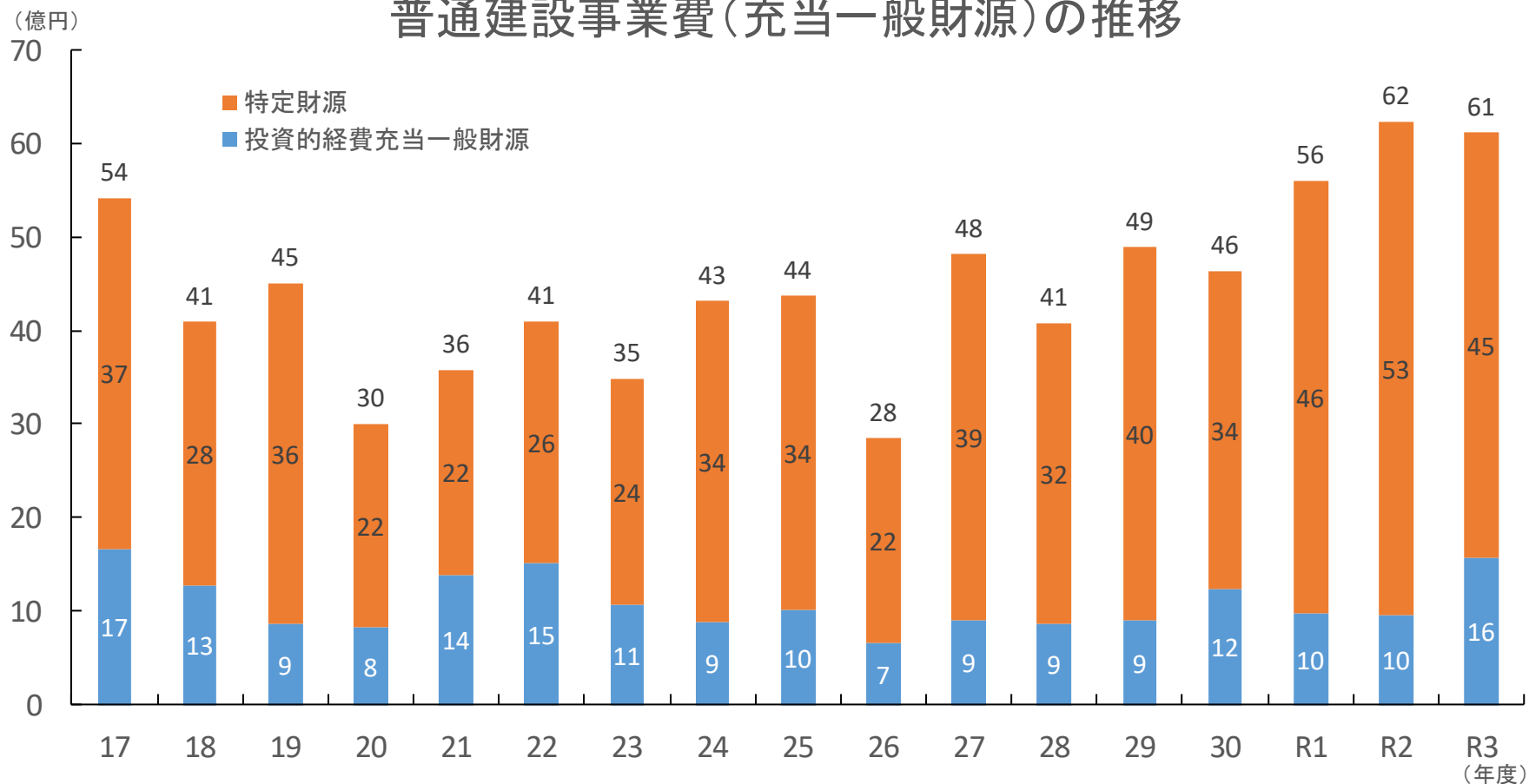
## 補助費の推移



### ⑪補助費の推移

- 平成25年度は土地開発公社解散に伴う代位弁済のため増加した。
- 公営企業への補助費等は平成19年度から、下水道事業会計が企業会計になり増加したが、21年度以降減少。平成29年度は簡易水道事業が企業会計となり増加した。
- 一部事務組合への負担金は年度間のばらつきがあるものの、ほぼ横ばいで推移。
- 平成27及び28年度は、ふるさと納税返礼品支出により補助費等(その他)が増加した。
- 令和2年度は特別定額給付金等、令和3年度はコロナ感染症に係る事業者支援等により補助費等(その他)が増加した。

## 普通建設事業費(充当一般財源)の推移



### ⑫財源別普通建設事業費(充当一般財源)

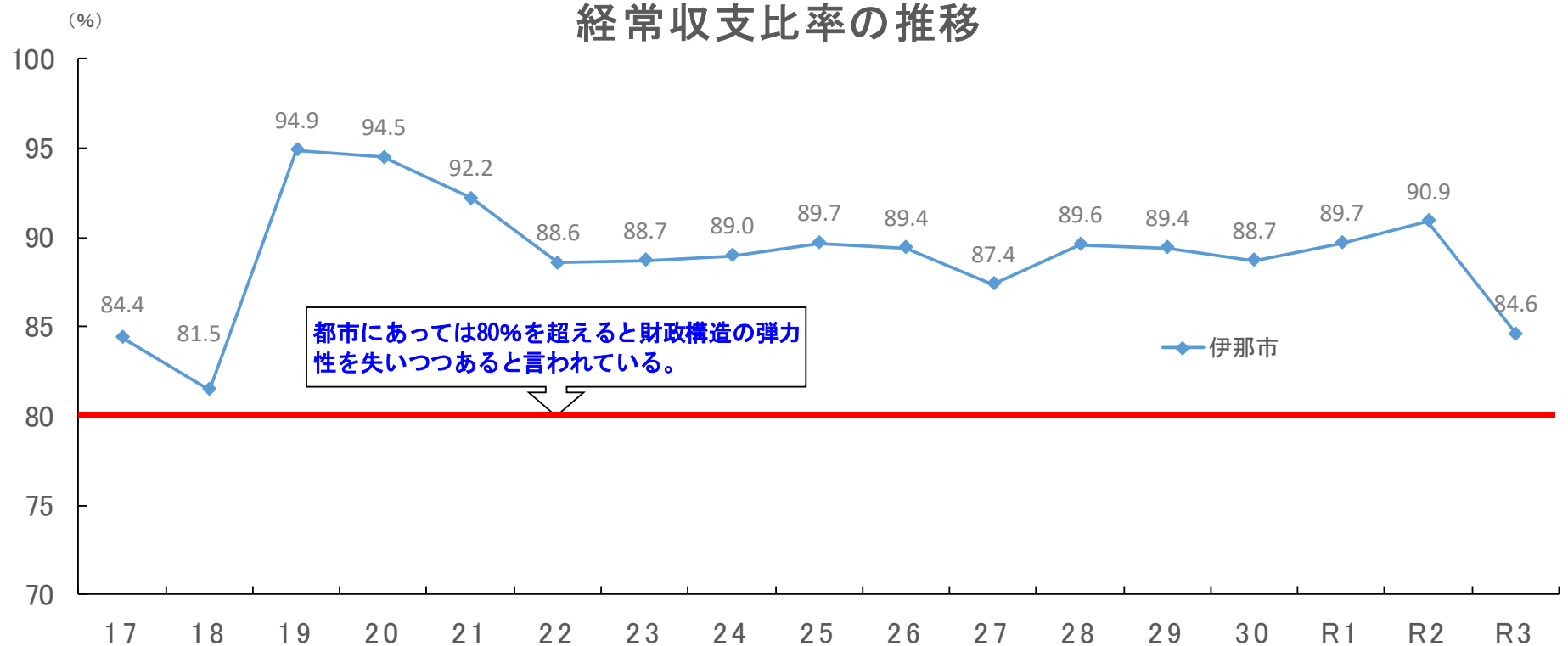
- 令和3年度は、若宮団地、西春近公民館、新山保育園整備等により、普通建設事業費は令和2年度と同程度となっている。

## 主な財政指標の推移

指標名	実質収支 比率	経常収支 比率	財政力 指数	実質公債費 比率	将来負担 比率
平成29年度	5.0%	89.4%	0.49	9.8%	—
平成30年度	4.3%	88.7%	0.49	9.5%	—
令和元年度	4.7%	89.7%	0.49	8.6%	—
令和2年度	4.4%	90.9%	0.49	7.8%	—
令和3年度	4.2%	84.6%	0.48	6.9%	—

- ◆ 財政指標は健全化プログラムの取り組みにより改善してきている。
- ◆ 将来負担比率は引き続き、数値なし(0%以下)となった。

## 経常収支比率の推移



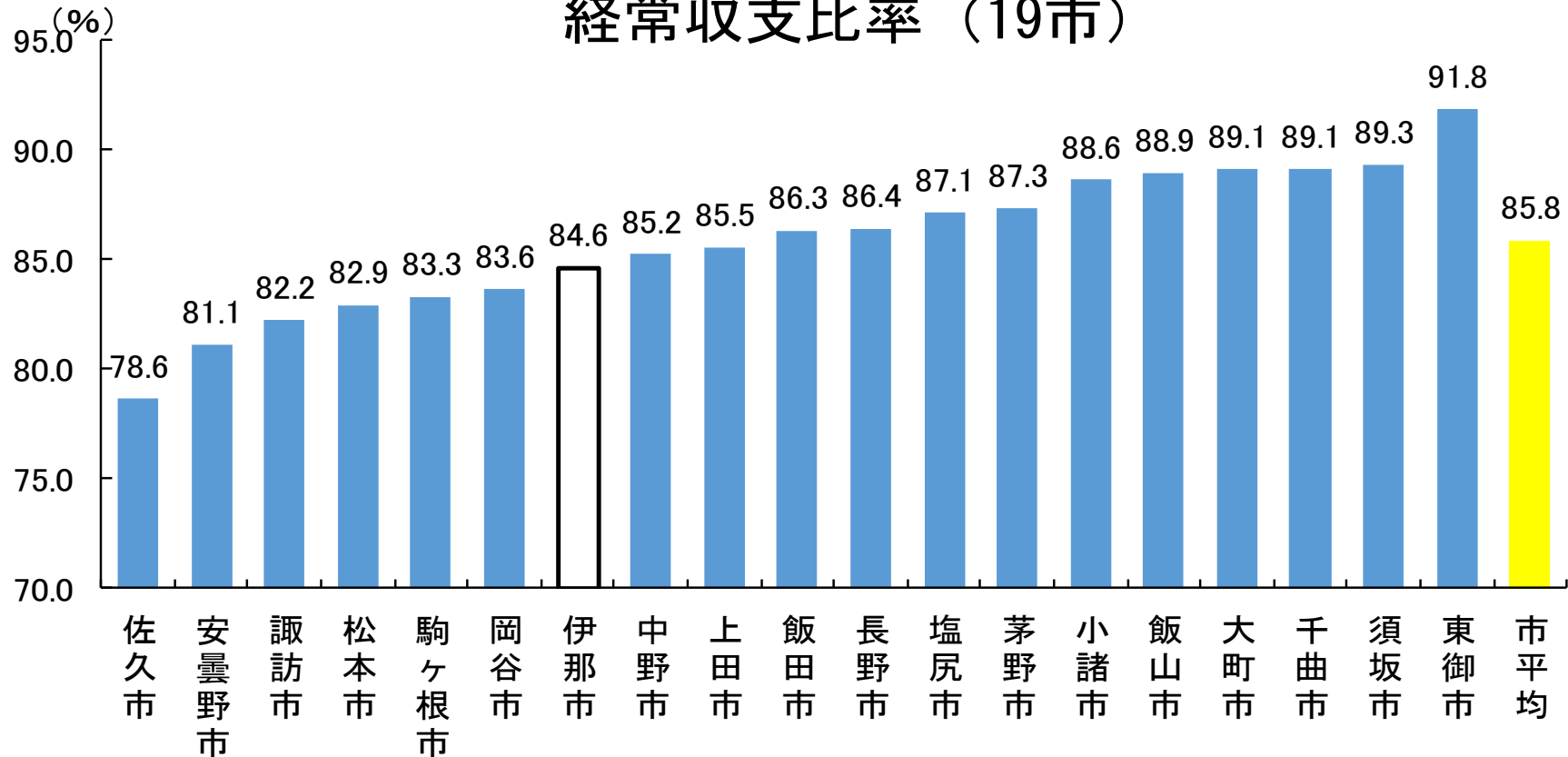
※ 平成18年度以前の経常収支比率の算出方法は現在と異なっており、実際にはより高い数値であったと考えられる。 (年度)

### ⑬ 経常収支比率の推移

- 経常収支比率は、財政の弾力性を示す指標で、75%程度が適当と言われている。
- 令和3年度の経常収支比率は、普通交付税の再算定に伴う交付税額の増加と臨時財政対策債の増加により、経常収支比率は減少し、84.6%となっている。



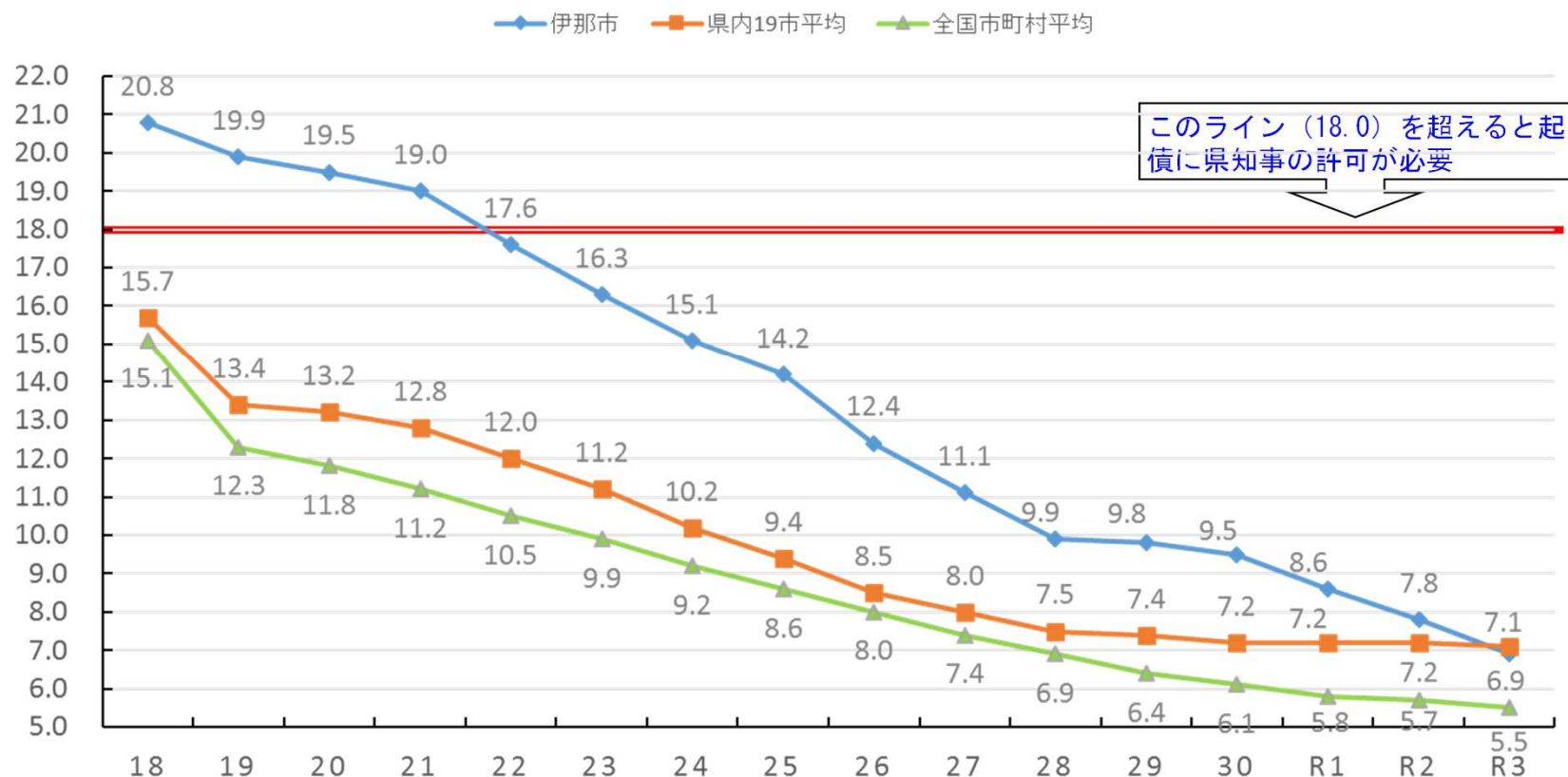
## 経常収支比率（19市）



※市平均は単純平均

- 県内19市の中では、低い方から7番目となっている。（前年度12番目）
- 令和3年度は、各市とも経常収支比率が低下しており、地方交付税の再算定の影響によると思われる。

## 実質公債費比率の推移



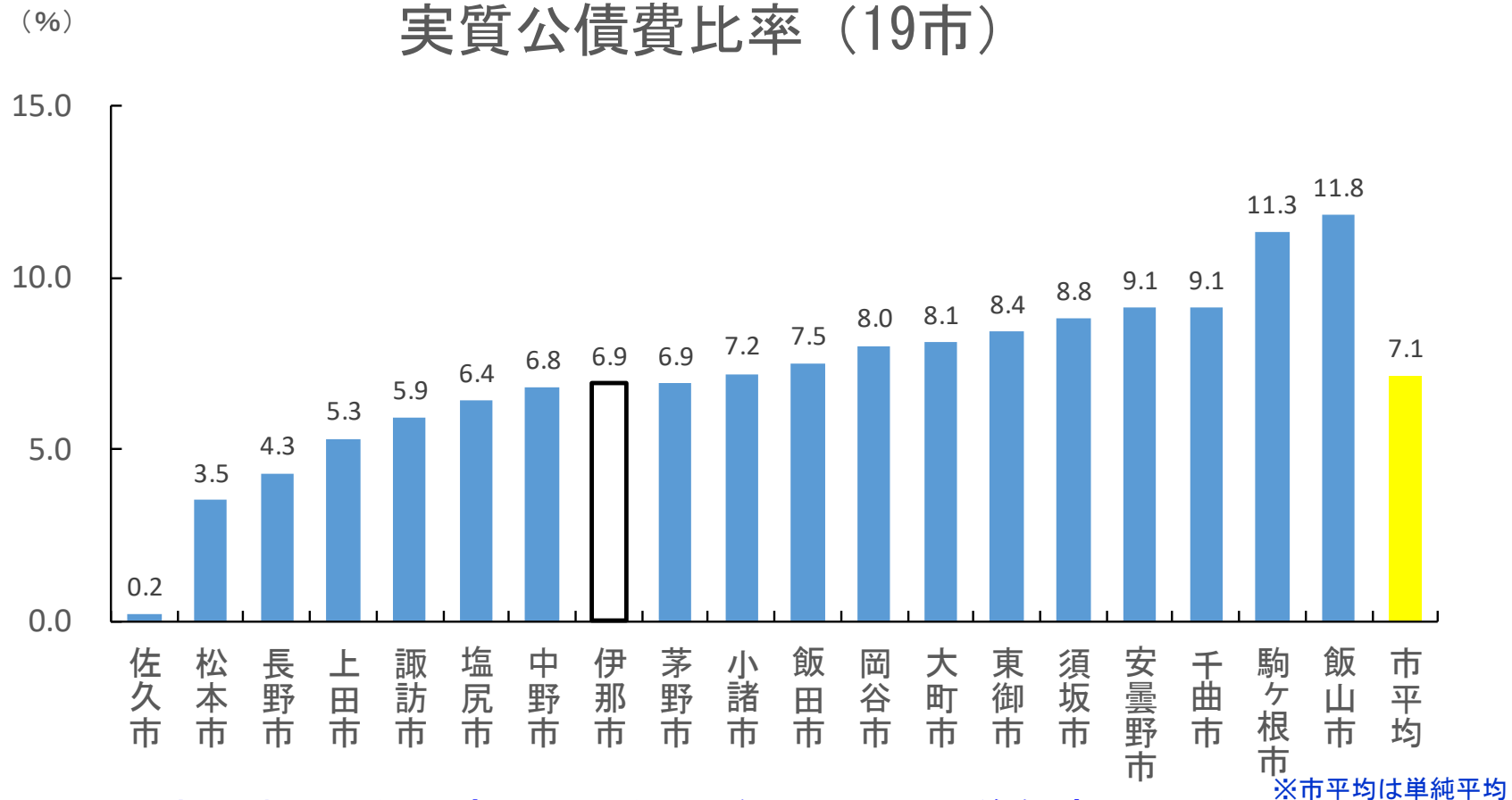
### ⑭ 実質公債費比率の推移

※ 県内19市平均は単純平均、全国市町村平均は加重平均

- 実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金（公営企業、一部事務組合への支出のうち公債費相当分）の標準財政規模に対する比率を示す指標である。
- 令和3年度の伊那市の実質公債費比率は、6.9%で、総務省の示す基準を下回っており、「健全段階」にある。

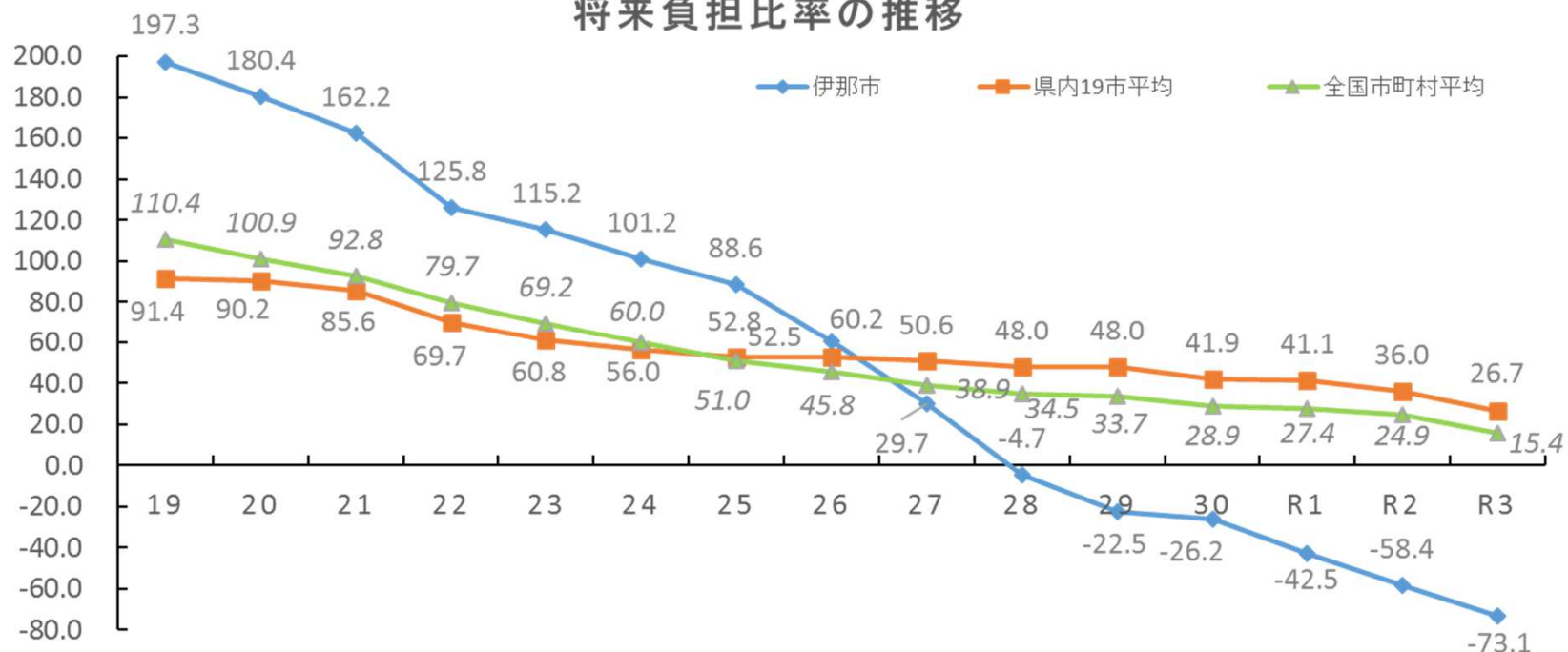


## 実質公債費比率（19市）



- 県内19市の中では低い方から8番目になっている。(前年度は12番目)
- 本市の特徴として、一般会計の元利償還金が多いことに加え、下水道事業を中心とする公営企業への繰出が多いこと、病院事業などの一部事務組合への負担が多いこと、などが挙げられる。
- 比率が18.0%を超えると、地方債の発行に都道府県の許可が必要とされている。

## 将来負担比率の推移



### ⑮ 将来負担比率の推移

※ 平成19年度の公表数値は114.2%であったが、算出方法が現在と異なっていたため、再計算した結果を比較のため載せてある。

※ 県内19市平均は単純平均、全国市町村平均は加重平均

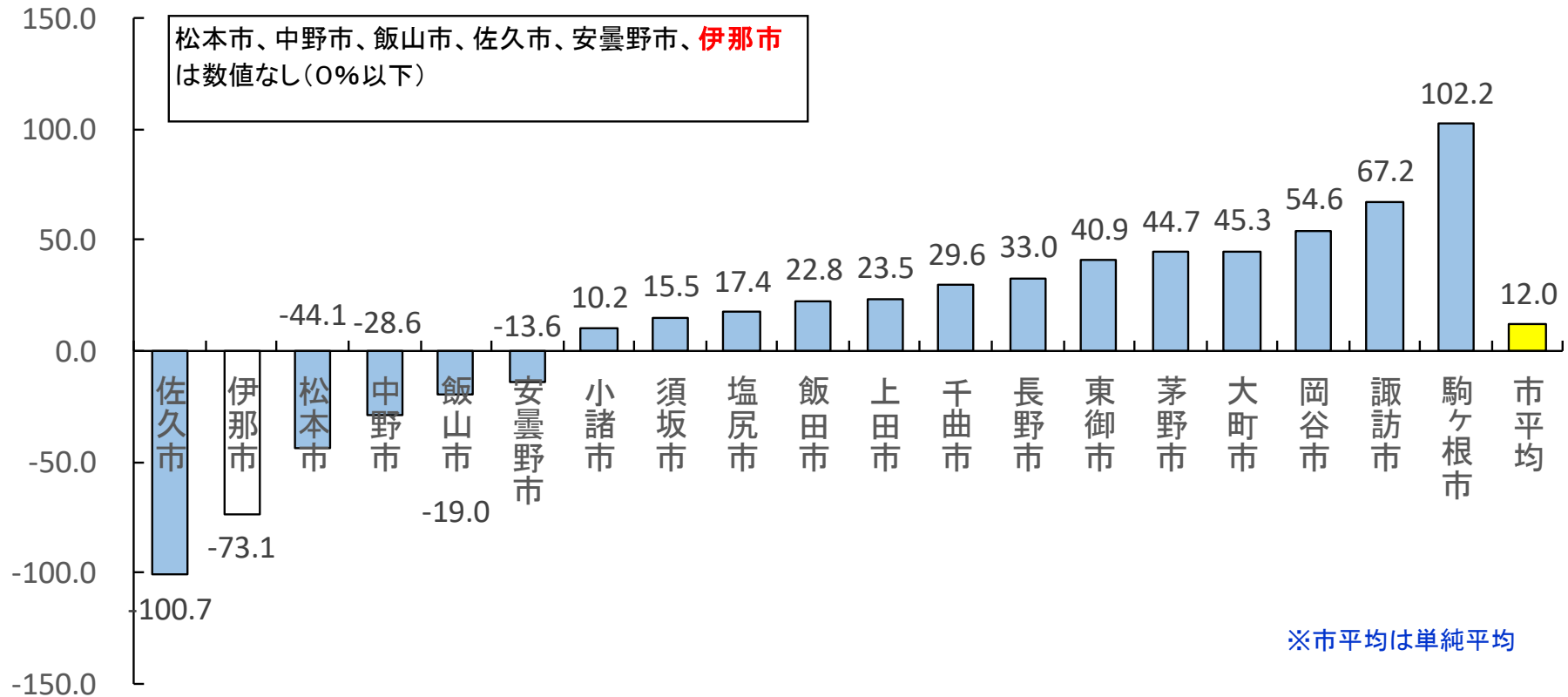
- 将来負担比率も、健全化判断比率の一つで、伊那市が将来負担すべき、公営企業、一部事務組合を含む実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。
- 令和3年度の将来負担比率は、数値なし(0%以下)で「健全段階」にある。





(%)

## 将来負担比率（19市）



- 県内19市の中では、松本市、中野市、飯山市、佐久市、安曇野市とともに、「数値なし」となっている。（前年度も数値なし）
- 令和3年度についても、繰上償還の実施等により、「返すより多く借りない」を徹底し、市債残高を減らしたことが指標の改善の要因となっている。

## 2. 今後の伊那市を 取り巻く状況



## (1) 人口減少、高齢化

R4人口(住民基本台帳人口及び外国人登録者数から)

2022.10.1

人口 66,214人 高齢化率 32.0%

2030人口(伊那市地方創生人口ビジョン)

人口 63,051人


△ 3,163人

2030人口(国立社会保障・人口問題研究所推計から)

人口 58,622人 高齢化率 36.8%

△ 7,592人 + 4.8%

- ・税収の減少や地域活力の低下が懸念される。
- ・地方交付税にも少なからず影響がある。



## (2) 新型コロナウイルス感染症の影響と 物価高騰の長期化

令和2年に端を発した新型コロナウイルスは、感染状況に波があるものの収束せず、さらに、ロシアのウクライナ侵攻や円安の進行により物価が高騰。市民生活、地域経済が受ける影響は大きく、かつ長期化している。

- ・令和3年度の市税収入は、対前年度決算比で2億3,435万円（△2.6%）の減で、コロナ流行前の令和元年度比では3億5,150千円（△3.9%）の減となっている。
- ・市税に替わる一般財源（使い道が特定されていない財源）を確保するためには、事業を見直すか新たな収入を求めなければならない。

### (3) 金利の上昇による市債の償還利息額の増加

世界的に金利が上昇傾向にあり、市債の借入に対する利率が上昇している。

資金の別	R2	R3	R4
財政融資(政府系資金)	0.02%	0.2%	0.4%
民間資金(銀行借入)	0.2%	0.25%	0.6%

※償還期間10年(据え置き2年)、R4は直近のもの

- ・「返すより多く借りない」の実践による市債残高の減少を受け、年度における支払利息の総額は減少してきている。  
今のところ大きな影響はないが、今後、更なる上昇が予想されることから、金利の動向を注視していくとともに、引き続き、市債残高の減少に努める。



## (4) 合併優遇策の終了

### ・【合併特例事業債】

合併により196.5億円の合併特例事業債の発行が可能に。事業費の95%を借り入れることができ、70%が地方交付税で措置される「有利な起債」。

令和7年度末の発行期限まで、残りは1.66億円。

### ・【地方交付税優遇措置の終了】

普通交付税の算定で優遇措置といわれる「合併算定替」が漸減し、令和2年度で終了。令和2年度の優遇分4,831万円は、令和3年度にゼロとなった。



## (5) 公共施設の老朽化対策

- 公共施設の老朽化が全国的な問題となっている。必要な施設等の長寿命化によって経費縮減に取り組んでも、令和4年度から令和13年度の10年間で319億円の費用が見込まれる。

(第2期公共施設等総合管理計画より)

- ◆ 施設の統廃合等を実施し、公共施設等の総量を縮減する。  
(総量縮減)
  - ◆ 施設を長く使用することによって、更新費用を縮減する。  
(費用縮減)
- ⇒個別施設計画の精査、見直しが必須

### 3. 財政健全化に向けた取組





# (1) 基本的な考え方

- 必要な事業を推進しながら、財政指標の健全性を堅持する。
- 臨時財政対策債と、民間事業の影響を受ける「ふるさと融資」の財源分を除いた市債残高を減らしていくことを方針とする。基金残高は一定額を確保する。
- 「選択と集中」の考え方を徹底し、事業の優先順位を明確にする。国県支出金等特定財源を得るように努める。
- 「未収金解消」の取組により、歳入の確保を図る。
- あらゆる角度から歳出の削減及び歳入の増加策を検討し、実施する。
- 産業の振興など地方創生に取り組み、移住定住を促進する。



## (2) 取組内容(アクションプラン)

### ① 歳入の確保

- 人口増の取組により税収を確保
  - ・ 雇用の創出と移住定住の促進
  - ・ 企業誘致、既存企業の支援
- 未収金解消と適正な課税の実施
  - ・ 未収金解消の継続的な取組
  - ・ 適正な課税客体の把握



## ■ 多様な財源の確保

- ・ 国、県補助等を有効に活用した新たな財源の確保
- ・ ネーミングライツ等の企業広告の獲得
- ・ 企業版を含むふるさと納税の推進
- ・ 資金運用による財源の確保

## ■ 不用資産の処分

- ・ 不用資産の洗い出しと、計画的な売却・貸付・解体処分・借地の返還等の実施
- ・ 地元などへの施設の譲渡

## ■ 施設使用料、事業負担金、手数料ほかの見直し

- ・ 施設利用者の適正な負担水準(維持管理費)の確保
- ・ 事業負担金の適正な水準の確保
- ・ 手数料、利用料金、保険料等の見直し



## ②歳出の削減

### ■ 計画的なハード事業の実施

- ・ 財政見通しにより投資規模を検証し、ランニングコストも考慮して実施計画を策定
- ・ 計画期間における建設事業の考え方の提示
- ・ 伊那市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の進捗管理及び随時見直し

### ■ 経常経費の削減

- ・ デジタル化、リモート化等、多面的な検討による不要な経常経費の削減
- ・ LED化等による施設電気料金の削減
- ・ 市単独の委託料、扶助費、補助費等の見直し



## ■ 人件費の削減

- 第2次定員適正化計画の着実な推進
- 時間外勤務の縮減
- 会計年度任用職員数の適正化
- 広域連携、DXをはじめ事務効率化による人件費の削減

## ■ 公債費の縮減

- 全額交付税で措置される臨時財政対策債に加え、新たに民間投資を支援する「ふるさと融資」の財源として発行する地方債分を除いて、「返すより多く借りない」を徹底



## ③公営企業・第3セクターの経営改善

### ■ 公営企業の健全経営

- ・ 使用料の検討を含む上下水道事業の経営健全化
- ・ 国保直営診療所・鍼灸治療所の運営見直し


### ■ 第3セクター等の活用

- ・ 伊那市観光(株)、伊那市振興公社を活用したサービスの向上と健全化
- ・ 新型コロナウイルス流行の影響を受けた伊那市観光(株)の経営状況の注視



## (3) 建設事業の基本方針

- 建設事業は、財政推計上の公債費及び投資的経費の枠内において行うものとし、「選択と集中」により、まちづくりに必要な事業を推進する。
- あらゆる角度から国県補助金等の活用方法を検討するなど、財源の確保に努める。
- 過疎地域の事業については過疎対策事業債を、辺地地域の事業には辺地対策事業債を活用する。
- 交付税措置率50%以上の市債及び国県補助金の補助残に充当される市債(公共事業等債ほか)を除き、原則として市債を用いての事業は行わない。

- 
- 施設の新築は、(2)のアクションプランに適合し、実施計画に掲載された施設に限る。また、過去の統廃合により使用していない施設は、積極的に解体を検討する。
  - 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画により、施設の統廃合と長寿命化を進める。